七　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係（第一〇条関係）

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の対象として、複合型サービス福祉事業を追加することとした。

八　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、五の改正規定については、公布の日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書（条約第一三号）（外務省）

この議定書は、日本国とスイスとの間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とスイスとの間の現行の租税条約に国際標準に沿った税務当局間の情報交換に係る規定を新たに設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第一〇条を改め、配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、条件により免除又は五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一〇パーセントを超えない税率で行われることについて規定する。（第六条関係）

2　現行条約第一一条を改め、利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行、政府が所有する機関又は金融機関等が取得する利子等については、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第七条関係）

3　現行条約第一二条を改め、使用料については、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第八条関係）

4　現行条約第一三条を改め、不動産、不動産化体株式及び恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、不動産等の資産の所在地国において課税でき、破綻金融機関の株式の譲渡収益に対しては、破綻金融機関の所在地国において課税でき、その他の資産の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第九条関係）

5　現行条約第一七条を改め、芸能人又は運動家が個人的活動によって取得する所得に対しては、役務提供地国において課税できることについて規定する。（第一一条関係）

6　現行条約第二一条を改め、匿名組合契約に関連して取得する所得は、その所得が生ずる締約国において課税できることについて規定する。（第一三条関係）

7　現行条約第二二条を改め、改正後の条約の各条に規定がない所得に対しては、当該所得の受益者の居住地国においてのみ課税できることについて規定する。（第一四条関係）

8　現行条約に規定を追加し、源泉地国免税となる所得について、条約上の特典を受けられる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。（第一五条関係）

9　現行条約に規定を追加し、改正後の条約の規定又は両締約国における全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第一九条関係）

10　この議定書は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、条約が有効である限り効力を有する。（第二一条関係）

◇所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書（条約第一四号）（外務省）

この議定書は、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とルクセンブルク大公国との間の現行の租税条約の情報交換に係る規定を改めるとともに、利子免税の対象となる機関に関する規定に所要の修正を加えたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第一一条4を改め、現行条約第一一条3の規定の適用上の両締約国の「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」を規定する。（第一一条関係）

2　現行条約第二八条を改め、両締約国の権限のある当局は、条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること等について規定する。（第二条関係）

3　この議定書は、各締約国の国内法上の手続に従って承認されることを通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第三条関係）

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（条約第一五号）（外務省）

この条約は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避等を目的として日本国とオランダ王国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税及び住民税、オランダ王国については所得税、賃金税、法人税及び配当税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国において適用される法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税でき、一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係があるときは、各締約国においてこれらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税できる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については、条件により免除又は五パーセントを超えない税率により行われ、また、その他の配当については、一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府、中央銀行、政府が所有する機関又は金融機関等が取得する利子等については、源泉地国において課税を免除される。使用料については、源泉地国において課税を免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式及び恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、不動産等の資産の所在地国において課税でき、破綻金融機関の株式の譲渡収益に対しては、破綻金融機関の所在地国において課税でき、その他の資産の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税を免除される。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合のみ当該他方の締約国において課税できる。法人の役員報酬に対しては、法人所在地国において課税できる。芸能人又は運動家が個人的活動によって取得する所得に対しては、役務提供地国において課税できる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。一方の締約国の政府等が政府の職務の遂行につき支払う給与等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税できる。教育又は訓練を受けることを主たる目的として相手国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付については、相手国において課税を免除される。（第一七条～第一九条関係）